

国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード プレスリリース

2013年5月2日

モニタリング・ボード、 メンバー要件の評価手続及びタイムテーブルに関して合意

東京、日本、2013年5月2日ーモニタリング・ボードは、4月11日にロンドンで開催されたモニタリング・ボード会合の結果を本日公表した。モニタリング・ボードは、2013年3月1日に公表した既存及び新規メンバーのメンバー要件に照らした評価アプローチに関する合意を踏まえ、メンバーの評価及び選定に係る評価手続及びタイムテーブルを決定した。また、モニタリング・ボードは、IFRS 財団 ガバナンス改革に関する報告書の提言を踏まえ、監視活動に対する戦略的な関与について議論し、モニタリング・ボードの透明性の向上について合意した。

4月11日、モニタリング・ボードは、IFRS 財団評議員会との間で合同会議を別途開催し、IFRS 財団ガバナンス改革及びIFRS 財団の資金調達問題を議論した。また、モニタリング・ボードは、国際会計基準審議会(IASB)及びIFRS 財団より、IASBの最近の動向、会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)、評議員会デュー・プロセス監視委員会の活動及び各法域におけるIFRSの適用状況を公表する計画に関して報告を受けた。

メンバーの評価及び選定手続

モニタリング・ボードは、2012年2月9日、IFRS 財団ガバナンス改革に関する最終報告書を公表した。当該報告書の公表にあたり、メンバーの評価要件及び評価プロセスといった重要な問題を拙速に決定することを避けるとともに、ガバナンス改革の最終報告書公表の更なる遅延を避け、利害関係者の期待に適切に応えるため、二段階アプローチを採用した。第一段階においては、財団のガバナンスを改善するための方策の概要を明らかにし、第二段階においては、具体策を実行するための詳細を明らかにすることとしていた。

モニタリング・ボードは、2013年2月6日にブリュッセルで開催された会合において、IFRS 財団のガバナンス改革を踏まえて検討を進めてきた既存及び新規メンバーをメンバー要件に照らして評価する上でのアプローチについて合意した。

IFRS 財団ガバナンス改革に関する最終報告書において、モニタリング・ボードは、主

に主要な新興市場からメンバーを追加する(最大4席で、必ずしも直ちに4席全てを追加するとは限らない)とともに、証券監督者国際機構(IOSCO)との協議の上で2席の交代制メンバー制度を導入することで、モニタリング・ボードのメンバーを拡大することを決定した。

4月11日の会合において、モニタリング・ボードはメンバーの評価及び選定に関する以下のプロセスについて合意した。モニタリング・ボードは既存メンバーの評価及び新規メンバーの選定を同時に開始することを決定した。

新規メンバー候補の選定プロセス (IOSCO との協議で選定される交代制メンバーを除く)

- モニタリング・ボードは、新規メンバー候補の一般公募を行う。
- モニタリング・ボードは、モニタリング・ボードのメンバー要件に従い、新規メンバーの選定を完了する。

IOSCO との協議で選定される交代制メンバーの選定プロセス

- モニタリング・ボードは、IOSCO と協議の上で交代制メンバーの選定手続を決定した後、IOSCO に対して(2名以上の)新規メンバー候補を推薦するよう要請する。
- モニタリング・ボードは、モニタリング・ボードのメンバー要件に従って、IOSCO との協議で選定される交代制メンバーの選定を完了する。

既存メンバーの評価プロセス

- モニタリング・ボードの全ての既存メンバーは、モニタリング・ボードのメンバー要件に従い、評価される。

次のステップ

モニタリング・ボードは、上記の手続に従い、既存メンバーの評価及び新規メンバーの選定を開始し、2013年中にプロセスを完了する見込み。

モニタリング・ボード憲章及び IFRS 財団評議員会との間で締結している IFRS 財団の枠組み強化のための覚書(MoU)は、モニタリング・ボードのガバナンス改革の提言に従い改訂される予定である。改訂後の憲章及び MoU は、最終化の後に公表される予定。

透明性

モニタリング・ボードは、公開会議の議事録及び非公開会議の議事概要を迅速に公表し、プレスリリースの公表頻度を高めること等により、モニタリング・ボードの認知度及び透明性を高めることに合意した。

問い合わせ先:

井上 俊剛

金融庁 企業開示課 国際会計調整室長

メールアドレス: toshitake.inoue@fsa.go.jp

園田 周

金融庁 企業開示課 課長補佐

メールアドレス: makoto.sonoda@fsa.go.jp

編集担当者への注釈:

モニタリング・ボードのメンバーは、証券監督者国際機構(IOSCO)新興市場委員会及び代表理事会、金融庁、欧州委員会(EC)、米国証券取引委員会(SEC)であり、バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーとなっている。各法域において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局は、モニタリング・ボードを通じて、投資家保護、市場の健全性や資本形成に関する責務を、より効果的に果たすことが可能となる。